(ゴシック体は電波監理審議会必要的諮問事項)

 \bigcirc 電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を改正する省令案 新旧対照表

| | 超え九一五畳以下、九四五畳を超え九六〇畳以下、一、四二七・九畳 |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| | 五쌘を超え八四五쌘以下、八六〇쌘を超え八九〇쌘以下、九〇〇쌘を |
| | 三(七一八㎞を超え七四八㎞以下、七七三㎞を超え八〇三㎞以下、八一 |
| | 周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備 |
| | 二(一四四㎞を超え一四六㎞以下又は四三〇㎞を超え四四〇㎞以下の |
| 三(航空機に施設された無線設備) | 2) 航空機に施設された無線設備 |
| る無線設備 | いる無線設備 |
| 二 二七・五二四㎞の電波を使用する注意信号発生装置を備え付けてい | (1) 二七・五二四㎞の電波を使用する注意信号発生装置を備え付けて |
| | 電話の無線設備であつて、次に掲げる無線設備以外のもの |
| 無線電話以外の無線設備 | 二六・一㎞を超え二八嵷未満の周波数の電波を送信に使用する無線 |
| ものとする。 | |
| を送信に使用する無線設備であつて、次の各号に掲げる無線設備以外の | |
| 〇쌔以上四四〇쌔以下又は八八九쌔を超え九一一쌔未満の周波数の電波 | |
| 備は、二六・一㎞を超え二八㎞未満、一四四㎞以上一四六㎞以下、四三 | 備は、次に掲げるものとする。 |
| 第五十一条の二 法第百二条の十三第一項の規定により指定する無線設 | 第五十一条の二 法第百二条の十三第一項の規定により指定する無線設 |
| (指定無線設備) | (指定無線設備) |
| 現 行 | 改正案 |
| (下線部分が変更箇所) | |

当該電波を増幅して送信するための無線設備

「送信に使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、力・九畳を超え一、八七九・九畳以下、一、七四四・九畳以下、一、九二〇畳を超え一、九八八九・九畳を超え一、八七九・九畳以下、一、九二〇畳を超え一、九八三、大畳ので、四六二・九畳以下、一、四七五・九畳を超え一、五一〇・を超え一、四六二・九畳以下、一、四七五・九畳を超え一、五一〇・

線設備以外のもの無線設備が送信する電波を受信することにより、送信が制御される無無線設備が送信する電波を受信することにより、送信が制御される無線電話の無線設備であつて、基地局又は陸上移動中継局に使用される四 八八九嵷を超え九一一嵷未満の周波数の電波を送信に使用する無四

基地局又は陸上移動中継局に使用される無線設備が送信する電波を

受信することにより、送信が制御される無線設備

四